

久保特定土地区画整理事業及び
デーノタメ遺跡の保存に関する
補足資料

令和3年8月

北本市

目 次

第1章 久保特定土地区画整理事業	1
1 経過	1
2 現状	3
3 検証	5
(1) オオタカの営巣	5
(2) デーノタメ遺跡	5
(3) 地価の下落	7
(4) 国庫補助金の減少等	8
4 課題	8
第2章 デーノタメ遺跡	9
1 経過	9
2 現状	10
3 今までの取組	12
(1) 文化庁協議	12
(2) 北本市久保特定土地区画整理事業 及びデーノタメ遺跡に係る検討委員会の提言	13
(3) デーノタメ遺跡調査指導委員会の設置	13
(4) 内容確認調査	14
(5) 総括報告書の刊行	15
(6) 普及・啓発事業	16
(7) (一社) 日本考古学協会からの要望書提出	17
(8) 北本市文化財保護審議会の答申	18
4 課題	19
第3章 久保特定土地区画整理事業と デーノタメ遺跡の共存の検討について	20
1 久保特定土地区画整理事業に係る事業計画の見直し	20
(1) 見直しの視点	20
(2) 検討の論点	20

ア	事業期間の短縮及び事業経費の縮減	20
イ	デーノタメ遺跡との共存	21
ウ	都市計画道路西仲通線	21
エ	事業経費	22
(3)	見直し結果の概要	22
ア	令和元年度	22
イ	令和2年度	23
2	区画整理事業区域から除外した区域の整備	27
(1)	遺跡エリア	28
ア	保存の方向性	28
イ	遺跡エリアの整備に係る経費	29
(2)	周辺居住エリア	30
ア	整備方針	30
イ	周辺居住エリアの整備に係る経費	30
3	その他	31
(1)	交通量推計について 令和2年度調査の状況	31

第4章 現事業計画を実施した場合（デーノタメ遺跡を記録保存とした場合）と現事業計画を見直した場合（デーノタメ遺跡の国指定史跡を目指した場合）の比較検討		
1	事業費及び事業期間	32
(1)	現事業計画を実施した場合 （デーノタメ遺跡を記録保存とした場合）	32
(2)	現事業計画を見直した場合 （デーノタメ遺跡の国指定史跡を目指した場合）	33
(3)	事業費及び事業期間の比較	33
2	事業を見直す場合の手续スケジュール	34

資料編		
資料1	要望書等一覧	37
資料2	久保特定土地区画整理事業とデーノタメ遺跡に関する経過	38

第1章 久保特定土地区画整理事業

1 経過

久保特定土地区画整理事業は、昭和44年頃から検討が始まりました。当時の土地区画整理事業は、事業を実施すればみんなが儲かる魔法の事業だと言われ、全国各地で多くの土地区画整理事業が展開されていました。高度経済成長期の中、北本市においても市街地整備事業が検討され、日本住宅公団による北本団地の整備が開始されたこともあり、当該地域における公団施行の区画整理の検討も行われていました。

昭和58年頃には、久保地区の区画整理が具体的な形となってきました。当初は、多くの地区で採用されていた組合施行方式の導入を検討していましたが、規定である権利者の2/3の同意を得ることができず、昭和62年度に北本市施行に舵が切られました。

このような経過を経て、平成8年に都市計画決定を受け、翌9年には事業が開始されました。当時の事業計画では、総事業費107億円、事業期間10年と計画されていました。

その後、平成13年に国内希少野生動植物種に指定されていたオオタカの営巣（巣で雛を育てる行為をいう。以下、同じ。）が地区内に確認されたことから、市はオオタカ保護検討委員会を立ち上げ、その保護方針について議論が深められていきました。また、平成16年度には当該委員会から検討結果の報告書が提出され、オオタカ保護のための土地利用計画の見直しや、工事に係る制限について報告されるなど、以後の事業の進展に大きく影響を与えることになりました。また、事業地内において発見されたデーノタメ遺跡が大変貴重な埋蔵文化財であることがわかってきました。

デーノタメ遺跡は久保地区の区画整理事業が始まる前から周知の遺跡でしたが、平成19年・平成20年度にかけての第4次発掘調査では、多数の貴重な出土品が発掘されたため、デーノタメ遺跡の評価が高まっていきました。この頃から、遺跡のエリアをどのようにするのか、どのように保存するのかについての議論が始まり、デーノタメ遺跡のエリアに係る工事が事実上凍結された状態になりました。

そのような中、バブル経済の崩壊の波を受けて地価の下落が続き、資金計画にも影響が及びました。

また、国庫補助金に関しては、平成23年の東日本大震災後、震災復興や防災関連に多くの国家予算が注ぎ込まれる中、区画整理事業には補助金が付きにくい状況となり、各年度で予定していた事業計画に影響与えることとなりました。

こうした中、平成23年度には仮換地指定が100%となり、現在に至ります。

参考資料2 事業検討当初の資金計画（収入）

S60.3 基本計画書（案）

⇒

H9.2 事業計画書（当初）

種別	金額 (千円)	構成比 (%)
補助基本額（市 1/3）	666,000	17.3
保留地処分金 (3.49ha×9.0万円/m ²)	3,136,000	81.4
—	—	—
市単独費	50,000	1.3
合計	3,852,000	100.0

種別	金額 (千円)	構成比 (%)
補助基本額（市 1/2）	4,910,000	45.8
保留地処分金 (1.76ha×20.0万円/m ²)	3,520,000	32.8
公共施設管理者負担金（公園）	295,000	2.8
市単独費	1,995,000	18.6
合計	10,720,000	100.0

参考資料3 事業計画変更の経緯

（単位：千円）

事業計画	資金計画				計画期間	主な変更内容
	総事業費	国県 補助金等	保留地 処分金	一般財源		
H9.2.3 当初計画	10,720,000	2,455,000	3,520,000	4,745,000	H9.2.3 ～H18.3.31 (10年間)	
H12.12.14 第1回変更	10,617,000	2,800,000	3,080,000	4,737,000	H9.2.3 ～H23.3.31 (15年間)	・設計作業の完了に伴う事業費 の精査
H22.12.1 第2回変更	11,028,000	4,048,750	2,436,000	4,543,250	H9.2.3 ～R8.3.31 (30年間)	・事業費の軽減（道路や移転家 屋の削減） ・遺跡の方針未決で期間延伸
H26.3.20 第3回変更	11,028,000	3,966,200	2,172,000	4,889,800	H9.2.3 ～R8.3.31 (30年間)	・補助期間の延伸に伴う資金計 画の変更（軽微な変更）

注 「国県補助金等」とは、国庫補助金、県補助金及び地方債の活用に伴い地方交付税の算定において基準財政需要額に算入される元利償還金の額をいう。

2 現状

久保特定土地区画整理事業における現在の事業計画は、計画期間が平成9年2月3日から令和8年3月31日まで、総事業費は110億2,800万円（うち、一般財源は、48億8,980万円）となっています。

また、事業の進捗率は、令和2年度までの事業費ベースで44.1%となっています。

参考資料4 資金計画

(単位：千円)

区 分		金額	備考
補助基本額		4,968,000	
内 訳	国庫補助金	2,720,000	国県補助金等
	県補助金	225,000	国県補助金等
	市費	2,023,000	一般財源
市単独費		2,745,800	一般財源
保留地処分金		2,172,000	1.76ha×20.0万円/m ²
公共施設管理者負担金 [*] （公園）		121,000	一般財源
地方特定道路A [*]		1,021,200	国県補助金等
合計（総事業費）		11,028,000	

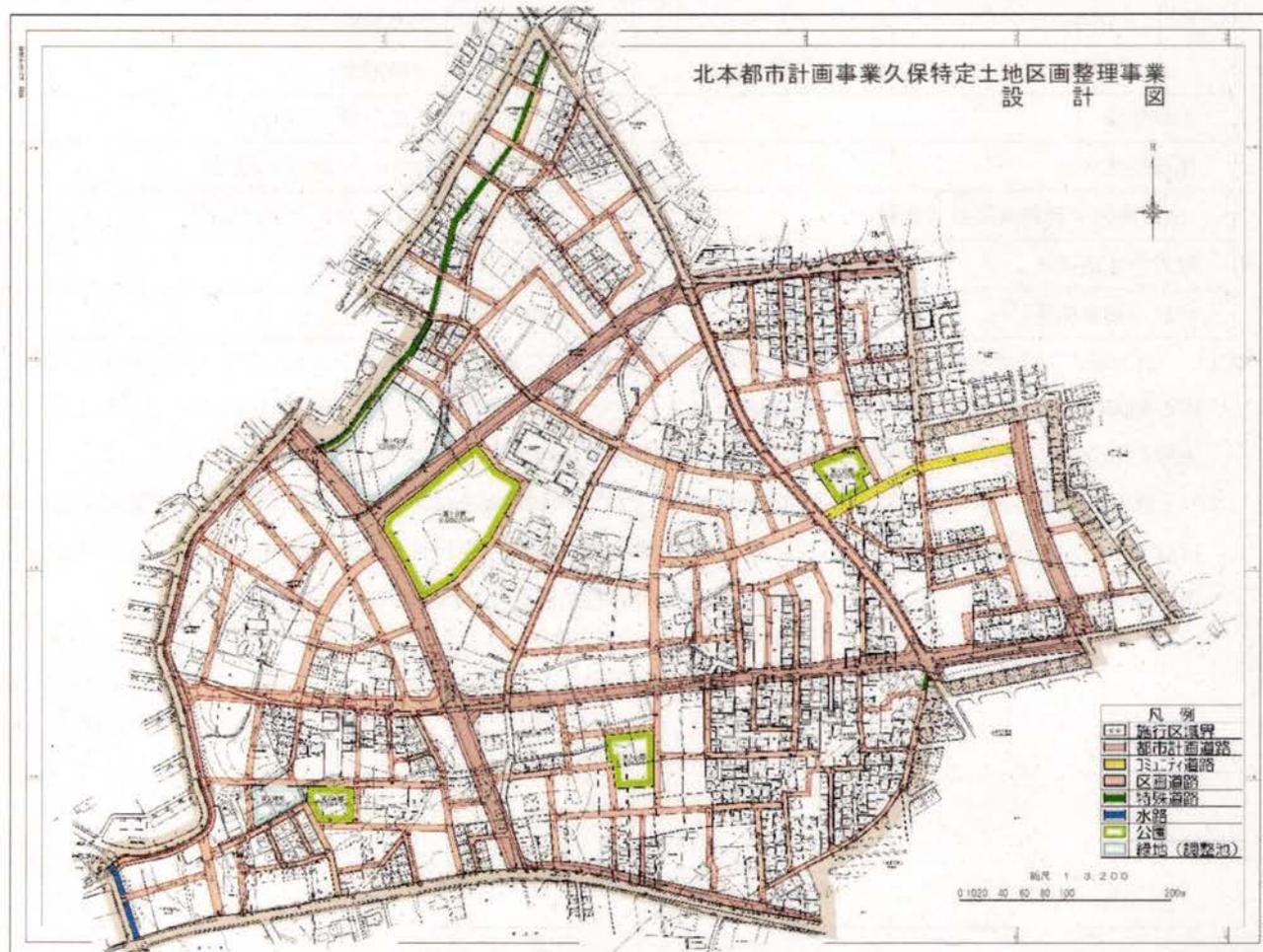
注1 「公共施設管理者負担金」とは、土地区画整地事業において公共施設を設けるときに、その土地の取得に要する費用の範囲内で、公共施設の管理者に負担金を求めるものです。本事業においては、公園の法定面積（区域面積の3%）を超える分の公園用地の用地費相当額を、公共施設管理者負担金として設定しています。

2 「地方特定道路A」とは、国による補助制度のひとつで、地域が緊急に対応しなければならない課題に応じて早急に行う必要がある道路の整備に対して、補助事業に単独事業を組み合わせることで整備の促進を図ることを目的に、市の単独事業分の事業債の一部について、元利償還金の交付税措置が行われるものです。

参考資料5 事業の進捗状況（令和2年度末時点）

項目	事業計画	令和2年度末 時点	進捗率 (%)	備考
総事業費	11,028,000千円	4,864,618千円	44.1	4,864,618千円/11,028,000千円
移転戸数	116戸	70戸	60.3	70戸/116戸
都市計画道路	2,128.1m	402.0m	18.9	402.0m/2,128.1m
区画街路	11,804.5m	4,647.8m	39.4	4,647.8m/11,804.5m
公園	15,293.5㎡	1,800.0㎡	11.8	1,800.0㎡/15,293.5㎡
調整池	8,600㎡	0㎡	0.0	0㎡/8,600㎡
保留地処分	20,300.0㎡	988.9㎡	4.9	988.9㎡/20,300.0㎡
使用収益開始	287,814.1㎡	91,255.0㎡	31.7	91,255.0㎡/287,814.1㎡

参考資料6 北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業 設計図



3 検証

(1) オオタカの営巣

平成13年に国内希少野生動植物種に指定されていたオオタカの営巣が区内で確認されました。これを受け、市はオオタカ保護検討委員会を立ち上げ、その保護方針について議論が深められていきました。

平成16年度には当該委員会から検討結果報告書がまとめられ、オオタカ保護のために土地利用計画を見直すこと、オオタカに影響を与えないよう繁殖期には工事を控えることなどが明記され、事業の進展に大きく影響を与えることになりました。

オオタカは平成13年に初めて営巣が確認されて以来、毎年のように飛来が確認されていたものの、営巣はしばらく途絶えていました。その後、平成30年に再び営巣が確認され、令和3年度においても営巣が行われていることから、現在においても工事の実施には、オオタカへの配慮が求められている状況です。

オオタカに関しては、毎年、年度初めに営巣状況を確認し、工事の実施について慎重に判断しながら事業を進めています。

現状の計画で進める場合には、平成16年度にオオタカ保護検討委員会から出された報告書の要望事項に基づき、オオタカと共存するための土地利用計画の見直しを含めた事業計画の変更が必要となります。

(2) デーノタメ遺跡

デーノタメ遺跡は、久保地区の区画整理事業が始まる前から周知されていた遺跡です。区画整理事業を行うに当たっては記録保存のために発掘調査を行うことについて、平成2年2月に市と教育委員会とで協議を行っています。

その後、平成12年度に発掘調査が開始され、平成19・20年度のデーノタメ遺跡第4次発掘調査により多数の貴重な出土品が発掘されたことから、デーノタメ遺跡の評価が高まりました。これを受け、市は平成21・22年度に北本市久保特定土地区画整理事業及びデーノタメ遺跡に係る検討委員会を設置し、当該委員会において両事業の方向性について検討を行いました。当該検討委員会からは「区画整理事業と遺跡の共存を目指した新しいまちづくりを行うことが、市として望ましい方向性であること」を検討結果として、具体的な提言が行われています。この提言を受け、デーノタメ遺跡の範囲の確定等が行われることとなり、デーノタメ遺跡のエリアに係る工事が事実上凍結された状態となりました。

区画整理事業の計画ではデーノタメ遺跡のエリアには、調整池や都市計画道路などの主要な施設が計画されており、このエリアの工事の凍結は、事業の進捗に

大きな影響を与え、現在に至っています。調整池などの流末施設が整備できなくては水を流せず、幹線道路が作れないとそれに接続する区画街路も作れません。

デーノタメ遺跡の今後の保存・活用の方針が、区画整理事業に大きな影響を与えます。

参考資料7 北本市久保特定土地区画整理事業及びデーノタメ遺跡に係る検討委員会の市長報告（平成22年4月16日）概要

1 デーノタメ遺跡について

- (1) 現状では遺跡の範囲が未確定であり、今後、最優先課題として範囲確認調査を進め、遺跡の範囲を速やかに特定する必要があること
- (2) 現状では遺跡の価値が検証されていないため、遺物の整理、各種分析を進め、遺跡の性格を明らかにする必要があるため、調査成果を早急に公表すること
- (3) 上記の調査・分析を行いながら、総合的な遺跡の姿や性格を明らかにしつつ、市・県・国の指定について、順次、検討を進めること
- (4) 遺跡を保存するだけに留まらず、遺跡を地域の財産として市のまちづくりに活かすべく、市民と行政が一丸となって、遺跡の価値を高めていく啓発・活用のための事業等に取り組む必要があること

2 久保特定土地区画整理事業について

(1) 区画整理事業について

- ア 久保地区は、遺跡を活かしたまちづくりとなるよう事業の見直しをする必要があること
- イ 区画整理事業は、現時点で想定されている遺跡の範囲に配慮し、遺跡に影響のないところから順次進める必要があること

(2) 都市計画道路について

- ア 西仲通線については、遺跡の取り扱い方針の検討と併せて対応を考えていく必要があること

(3) 遊水池・公園・上下水道について

- ア 遊水池エリアと第1公園として変更が予定されている北側斜面を含むエリアは、遺跡を保存し、活用できるような土地利用や造成計画を検討すべきであること
- イ 遊水池については、遺跡に影響を及ぼすことなく、遺構面の保存が可能な整備方法を検討するとともに、さらに雨水処理において不足する部分については、公園緑地や各戸浸透柵の設置などの対応を含め、雨水処理の系統を見直す必要があること
- ウ 遺跡の範囲内で予定されていた上・下水道等の地下埋設物の計画について、遺跡に影響がないようなルート変更を検討する必要があること

3 留意事項

- (1) 事業変更をする場合には、周辺住民並びに地域の方々への説明・理解を前提として、区画整理事業及び遺跡の保護事業等の関係を調整する必要があること
- (2) 久保区画整理事業地内には良好な景観が残されていることから、造成工事等を実施するにあたり、デーノタメ及びデーノタメ遺跡を含めた歴史的・文化的景観の保全について配慮すること

(3) 地価の下落

久保特定土地区画整理事業の開始後、地価の下落傾向が続きました。久保特定土地区画整理事業においては、これまで事業計画の見直しを3回実施しましたが、資金計画を見直すたび、地価の下落の影響を受け、保留地処分金による収入が減少し、これを補填する市の負担額が大きく膨らむ状況となっています。

また、土地区画整理事業では道路整備に必要な用地は減歩によって生み出されるため、原則として道路用地の取得に資金は必要ありませんが、主要な道路については、用地買収方式を用いた算定額により国庫補助金の交付が受けられます。具体的には、道路用地を仮に買収したとして必要となる金額を補助金として受け取り、他の整備に充てることができます。このため、土地の評価額が下がれば、得られる補助金も減ることとなります。

区画整理事業を開始した平成8年度以降、土地の評価額が大きく変わっていること、また、人口減少を伴う少子高齢化などにより市の財政構造が変化していること等から、事業計画の見直しが必要な状況となっています。

参考資料8 事業計画における地価の変遷

(単位：円/㎡)

事業計画	地 価		
	保留地設定価格	地区内平均地価 (全体)	地区内平均地価 (宅地のみ)
H9. 2. 3 当初計画	200,000	141,000	180,000
H12. 12. 14 第1回変更	175,000	123,000	158,000
H22. 12. 1 第2回変更	120,000	85,000	108,000
H26. 3. 20 第3回変更	107,000	75,000	96,000

(4) 国庫補助金の減少等

区画整理事業の実施に当たっては、国庫補助金を活用した事業計画を策定していますが、平成23年3月の東日本大震災の影響により、震災復興や防災関連に多くの国家予算が注ぎ込まれる中、区画整理事業に補助金を得ることが難しい状況となってきました。

区画整理事業は、事業が長期化すると事業管理地の草刈りなどの経常的な管理費用が必要になるとともに、人件費などの固定経費が継続され、積み重なっていきます。

区画整理事業を早期に完了するためにも、事業計画の見直しは必要不可欠な状況です。

4 課題

久保土地区画整理事業は、これまでにオオタカの営巣が確認されたこと、また、デーノタメ遺跡では、平成19年・20年度の第4次発掘調査によりその価値が高まったことを受け、それぞれの課題に対する検討に時間を要している状況です。

また、地価の下落や当該事業に対する国庫補助金の減少等のため、計画の見直しが必要な状況となっています。

第2章 デーノタメ遺跡

1 経過

デーノタメ遺跡は、昭和44年頃、当時の北本町において実施した埋蔵文化財包蔵地の分布調査において発見されました。

その後、平成9年度に国庫補助事業として実施した市内埋蔵文化財蔵地の詳細分布調査によって3カ所に分かっていた遺跡を統合し、その後の調査により範囲を一部拡大し、現在に至っています。

これと前後し、平成8年度には久保特定土地区画整理事業が認可され、その区域内の北西部にはデーノタメ遺跡が所在しています。このため、久保土地区画整理事務所の依頼を受け、教育委員会では、平成10年度の範囲確認調査の実施を皮切りに、平成12年度から埋蔵文化財の発掘調査に着手しました。現在まで25軒の竪穴式住居と集落に伴う水場が調査され、漆塗土器や多彩な種実などの有機質遺物の出土により、全国的に注目され話題となりました。

遺跡は縄文時代中期（約5,200年前）から同後期（約3,700年前）まで長期間継続した集落遺跡です。これまでに4回の発掘調査と9回の学術調査により、中期では関東地方最大級の規模を有する環状集落が遺存しており、後期においても帯状で弦長が約270メートルに及ぶ大規模な集落が確認されています。

また、台地直下には低地遺跡が伴っており、第4次発掘調査において縄文人の食や生業、当時の環境を知る大きな成果が得られています。

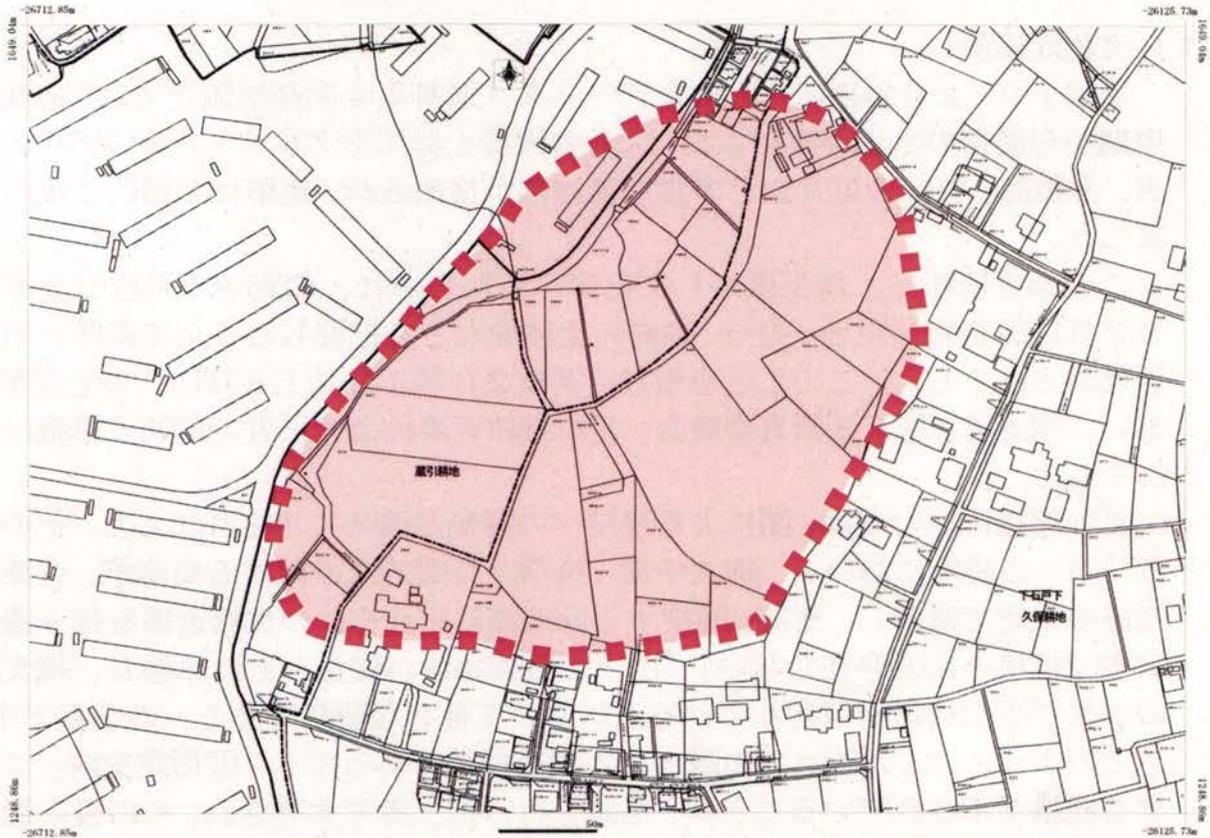
2 現状

デーノタメ遺跡では、平成12年度から平成20年度までの間に4度の発掘調査、また、9度の内容確認調査等を断続的に実施してきました。その結果、令和3年4月時点で、遺跡の範囲は参考資料9（11頁）のとおりとなっています。

また、デーノタメ遺跡については、次のような特徴が判明しています。なお、遺跡の詳細については、令和元年度に総括報告書を刊行しています。

- ア 縄文時代中期・後期ともに大規模な集落が良好に遺存している。
- イ 集落が中期中葉から後期中葉まで、約1,500年間の長期にわたって継続した。
- ウ 中期及び後期の集落が利用していた水辺空間が遺存している。
- エ 全国的にも事例の少ない中期の泥炭層が遺存している。
- オ 泥炭層中にはクルミ塚等の遺構群や豊富な植物遺体が遺存している。
- カ 多量の漆土器を包含している。
- キ トチ塚をはじめとして豊富な植物遺体を遺存している。
- ※ デーノタメ遺跡の特徴の一つは縄文時代中・後期の大規模集落が良好に遺存し、低湿地遺跡を伴うことです。このため通常の台地上の遺跡とは比較にならない多くの情報量を有していることが挙げられます。

参考資料9 デーノタメ遺跡の範囲



3 今までの取組

(1) 文化庁協議

平成19・20年度に行われたデーノタメ遺跡第4次発掘調査では、縄文時代中期から後期の水場が確認され、大量の漆塗土器片やクルミ・トチの実などの種実、木製品、呪いの道具など多彩な遺物群が検出され、遺跡は全国的に注目されました。

この調査情報は、埼玉県から文化庁へもたらされ、調査中の平成20年4月22日に調査官が現地へ赴き、遺跡の全体像などを把握したうえで遺跡への高い評価がされました。このことを受け、平成20年12月18日に、文化庁庁舎において調査官、埼玉県教育委員会、北本市教育委員会の三者で最初の協議が行われました。

この協議においては、国による遺跡への評価が改めて示されました。その内容は「同一遺跡内において、縄文中期、後期と時間的に連続する集落が、台地上に良好な状態で遺存し、更に、隣接する低地部にそれぞれの水場遺構を伴う遺跡は日本ではほとんど存在しない」「出土する遺物群が質量ともに卓越し、縄文時代のさまざまな情報を包含している点において稀有な遺跡である」の2点です。

このように、この時点での限られた調査成果であっても「国指定史跡」に相当する成果が示されていることが、協議を行った三者で共有され、その後の遺跡の取扱いについて改めて協議することを確認しました。

なお、遺跡の保存については区画整理、都市計画道路、遊水池が遺跡の核心部に計画されていることが問題点として挙げられ、これらの解決に向けた取り組みを行うことが必要であることを確認しました。

また、北本市教育委員会に対しては、内容確認調査を積極的に行うことで遺跡の性格をより明らかにしていくこと、また、当該調査や既調査の成果について早期に公表することについて要請がありました。

平成27年5月7日には、約7年ぶりの文化庁協議を行い、デーノタメ遺跡が変わらず高い評価であることが確認されました。また、遺跡の遺存の良好さと、出土遺物が多量で多彩であることに加え、種実や花粉、昆虫などの自然科学分析を進めることにより、縄文時代の環境変化や食にまつわる成果を得ることができると確認され、これらの特徴を備える縄文時代の遺跡は極めて希少で重要であるとされました。

なお、ここでは課題として、報告書の刊行ができていないこと、遺跡の構造がまだ不明確であることなどが指摘され、まずは発掘調査概報の作成と集落への最小限の掘削作業による内容確認調査の継続を要請されました。

この後は、発掘調査概報の刊行や集落の構造解明を目的とした内容確認調査を9回実施し、これまでに、遺跡に係る状況報告を主体に、年に1、2回程度の文化庁協議を継続的に行っており、デーノタメ遺跡の保存に係る助言と指導を得ています。

参考資料10 文化庁調査官の視察の状況

年度	視察内容	備考
平成20年度	第4次調査区及び遺跡内踏査	遺物保存処理・公開・指定検討について指導
28	中・後期集落・遺跡内踏査	指定範囲・スケジュールについて指導
29	現地踏査（保存状況把握）	市長、副市長との懇談、意向確認、スケジュール確認

(2) 北本市久保特定土地区画整理事業及びデーノタメ遺跡に係る検討委員会の提言

この検討委員会は「久保特定土地区画整理事業」と「デーノタメ遺跡」の保存方針について、市としての方向性を検討して、市長に提言することを目的として、平成21年度に生涯学習課を事務局、説明者に都市整備部、教育部の職員がそれぞれあたり、7名の委員をもって構成されました。

委員の内訳は、埼玉県市街地整備課職員、市文化財保護審議会副会長、同委員、市総合振興計画審議会会長、久保土地区画整理審議会会長、前文化庁主任文化財調査官及び都市工学の有識者となっていました。

会議は平成21年11月13日から平成22年2月15日までにかけて4回開催され、その後、報告書の作成を行い、最終的に平成22年4月16日付けで市長へ提言を行いました。

その内容は、「区画整理事業と遺跡の共存を目指した新しいまちづくりを行うことが、市として望ましい方向性であること」を検討結果として、具体的な提言が行われました（参考資料7（6頁））。

(3) デーノタメ遺跡調査指導委員会の設置

市教育委員会は、デーノタメ遺跡の史跡指定に向けた取組を行うため、専門的な指導と助言を得ることを目的に、平成28年7月1日にデーノタメ遺跡調査指導委員会（以下、「指導委員会」という。）を設置しました。

指導委員会の所掌事項は、①遺跡の発掘調査及び整理・分析の方針に関すること、②遺跡及び遺物の保存及び研究方針に関すること、③これらのほか遺跡の調査に関し教育委員会が必要と認めること、の3項目でした。指導委員会では、総括報告書の構成や内容、現地における学術調査の内容、出土遺物の各種自然科学分析等について審議を行い、指導を得ました。

指導委員会は、明治大学の縄文時代を専門とする教授を総括者として、漆分析、

樹種分析、同位体分析、種実分析及び年代分析を専門とする各研究者と市文化財保護審議会副会長を加えた7名により構成しました。

なお、会議においては埼玉県教育委員会文化財保護課の専門員をオブザーバーとして招集し、遺跡の保護の取組について、指導及び助言を得る体制も整えました。

参考資料 1 1 デーノタメ遺跡調査指導委員会の開催の状況

年度	開催回数	内容
平成 28 年度	2 回	内容確認調査の調査報告、種実の自然科学分析、第 1 回シンポジウムの内容と実施スケジュール、総括報告書の目次案の決定
29	2 回	第 2 回シンポジウムの内容と実施スケジュール、内容確認調査の現地視察及び報告、遺跡の外部評価委員による評価内容、遺跡の啓発事業
30	2 回	第 3 回シンポジウムの内容と実施スケジュール(延期)、総括報告書の作成状況、内容確認調査の視察及び結果報告、遺跡保存の検討状況の報告と審議、花粉等の自然科学分析、再現文化財の作成
令和元年度	2 回	第 3 回シンポジウムの内容と実施スケジュール(延期)、総括報告書の作成状況、再現文化財の作成及び実査、内容確認調査の現地視察及び調査方針の確認、漆塗木製品の分析

(4) 内容確認調査

デーノタメ遺跡の範囲や集落の構造に係る調査は、第 4 次発掘調査が行われた平成 20 年度以降、文化庁、埼玉県、検討委員会などから課題として挙げられていました。

このため、市教育委員会では平成 20 年度から国・県の補助金を得ながら、学術調査の位置づけとして内容確認調査を実施してきました。

この調査により、遺跡の範囲、集落の構造と展開、低地遺跡の実態などが明らかにされ、デーノタメ遺跡の評価に繋げることができました。

なお、平成 28 年 2 月から行われた内容確認調査において、デーノタメ遺跡の縄文中期集落は、関東地方最大級であることが明らかにされています。

参考資料 1 2 主な調査の経過一覧表

年度	調査期間	調査形態	調査地点	調査成果
平成 9 年度	3. 9	分布認調査	遺跡の全域	遺跡を統合し範囲を拡大
10	2. 28～3. 21	範囲確認調査	街区道路部分	縄文時代中・後期の集落跡を確認
12	12. 4～3. 21	第 1 次発掘調査	西仲通線 (900 m ²)	勝坂期～加曾利 E1 期等の住居跡 7 軒
－ オオタカ繁殖に伴う調査による中断 －				

17	9.27～2.15	第2次発掘調査	西仲通線 (900 m ²)	勝坂期～加曾利 E1 期等の住居跡 15 軒
19	9.2～11.20	第3次発掘調査	西仲通線 (1,500 m ²)	加曾利 E1 - E3 期の住居跡 2 軒
	2.14～6.30	第4次発掘調査	西仲通線 (170 m ²)	縄文時代中・後期の低湿地遺跡を調査
20	8.4～8.7	範囲確認調査	調整池	縄文時代中・後期の泥炭層を確認
24	11.13～12.5	内容確認調査	後期集落	縄文時代中・後期の集落を確認
25	10.28～11.20	内容確認調査	中期集落	縄文時代中・後期の集落を確認
27	2.1～3.17	内容確認調査	中期集落	縄文時代中期の集落規模・構造を確認
28	6.7～7.12	内容確認調査	後期集落	縄文時代後期の集落規模・構造を確認
29	10.27～12.15	内容確認調査	中期集落・低地遺跡	縄文時代中期の集落・泥炭層を確認
30	10.25～12.9	内容確認調査	台地直下の低位面	縄文時代中期の集落
令和元年度	11.5～12.19	内容確認調査	台地直下の低位面	縄文時代後期の遺物包含層
2	3.1～3.5	内容確認調査	台地直下の低位面	縄文時代中期の遺物包含層

(5) 総括報告書の刊行

デーノタメ遺跡の価値と評価を定めるとともに、その成果を広く公表するため、かねてから総括報告書の刊行が求められてきました。総括報告書の作成に当たり、その対象は、デーノタメ遺跡の第1から4次調査及び縄文時代中期と後期の集落構造を明らかにする目的で行われた内容確認調査としました。

総括報告書の刊行のため、調査データや遺物の整理作業、執筆等を平成27年7月1日から令和元年6月30日まで行い、同年9月30日に刊行されました。

この総括報告書は、市内小中高校、市内公共施設・図書館、埼玉県教育委員会及び関係機関、文化庁及び関係博物館、国立国会図書館、埼玉県内市町村教育委員会、県外関係自治体、関係大学などに配布しました。

なお、総括報告書は国指定史跡を受けるに当たっての、文化庁の文化審議会での基礎資料にもなります。

参考資料 1 3 刊行物の状況

年度	刊行物名
平成28年度	北本市埋蔵文化財調査報告書第21集 デーノタメ遺跡 (久保特定土地区画整理事業関係埋蔵文化財発掘調査概要報告書)
29	デーノタメ遺跡の世界(文化庁補助事業) 小冊子
30	きたもとの縄文世界(文化庁補助事業) 小冊子
令和元年度	北本市埋蔵文化財調査報告書第22集 デーノタメ遺跡総括報告書
2	みんなで学ぼう!デーノタメ遺跡 (児童・生徒向け小冊子)

(6) 普及・啓発事業

平成17年度の第2次調査直後からその成果が市の歴史を語る上で重要な遺跡であると認識されたことから、それ以降、市民や市内の小中学生を対象にした講座、ワークショップ、遺跡散策、シンポジウム開催等、幅広く普及・啓発事業を実施してきました。

また、第4次調査以降は、市外の自治体での講演や大学主催のエクステンション、研究発表、シンポジウムの参加などの要請も受けてきました。そして、このような事業と併せて県外を含む博物館・資料館への出土遺物や調査データの貸出も行ってきました。

こうした中で、令和3年度には、国主催の特別展示会である「発掘された日本列島2021」における新発見考古速報部門に縄文時代の遺跡として選出され、全国的に注目すべき遺跡として改めて評価されたかたちとなりました。

参考資料14 主な普及・啓発事業の一覧表

年度	開催日	場所	内容
平成21年度	10.23	大東文化大学	オープンカレッジ「考古学の調査・研究の最前線」 35名
23	8.23～10.16	富士見市水子 貝塚資料館	企画展「縄文時代の色彩土器」 出品
24	9.22～11.11	埼玉県さきた ま資料館	企画展「原始・古代の職人集団」 出品
25	9.25～10.24	山梨県立考古 学博物館	特別展「食いしん坊の縄文人」 出品
26	2.2	西東京市田無 公民館	市民企画事業 講座「石戸蒲ザクラとデーノタメ遺跡」 25人
	2.3	南小学校	デーノタメ遺跡(3年生) 82名
28	10.15～12.4	茨城県上高津 ふるさと歴史 の広場	企画展「みんなの知らない植物の世界—適材・適所の考古学」 出品
	12.11	明治大学	黒耀石研究センター研究成果シンポジウム「国指定史跡が拓く縄文の世界 I～先端研究が照らす縄文世界の実像」 報告
	2.25	文化センター ホール	シンポジウム【デーノタメ遺跡が拓く縄文の世界】 810人
29	6.6	北本中学校	デーノタメ遺跡を知ろう(1年生) 180人
	10.21	大東文化大学	オープンカレッジ「考古学の調査・研究の最前線」 30名
	10.25～11.8	文化センター 第1・2会議室	デーノタメ遺跡歴史講座 3回 10.25 37人 11.1 35人 11.8 31人

	11.18	現地	デーノタメ遺跡見学会 午前 40人 午後 40人
	2.17・18	山梨県立考古学博物館	シンポジウム「縄文時代の植物資源利用・管理栽培を考える」報告
	3.3	文化センターホール	シンポジウム【デーノタメ遺跡が拓く縄文の世界Ⅱ】 550人
	3.5～5.7	桶川市歴史民俗資料館	企画展・シンポジウム「江川が結ぶ縄文のムラ 高井・諏訪野・デーノタメ」出品 報告
30	1.19	神奈川県相模原市	勝坂遺跡シンポジウム「よみがえる縄文の集落ーここまで残った勝坂遺跡ー」 報告
	2.3～6.17	埼玉県自然の博物館	企画展「縄文有用植物展」出品
	3.3	文化センター第3会議室	北本の縄文世界 ～デーノタメ遺跡と宮岡氷川神社前遺跡～ 52名
令和元年度	9.20	北本中学校	出前講座「デーノタメ遺跡」(1年生) 159名
	11.23	学習センター	デーノタメ遺跡見学会(雨天により中止)の代替として実施 デーノタメ遺跡歴史講座 午前 27人 午後 18人
	1.2～2.16	埼玉県歴史と民俗の博物館	特別展「縄文時代の食べ物事情」出品
2	9.17	西小学校	デーノタメ遺跡を学ぼう (6年生) 32名
	11.24～11.26	文化センター第1・2会議室	デーノタメ遺跡歴史講座 3回 11.24 41人 11.25 41人 11.26 41人
新型コロナウイルス感染症拡大のため以降のシンポジウム等は延期中			
3	6.5～	江戸東京博物館他	デーノタメ遺跡から出土した遺物を、文化庁主催【発掘された日本列島】に展覧 全国5箇所で展示予定

(7) (一社) 日本考古学協会からの要望書提出

「一般社団法人日本考古学協会」とは大学や研究機関、国や自治体の文化財担当者などが加入する日本最大の考古学研究者の組織です。考古学研究のほか、全国の文化財の保存、活用等について、広く専門的な立場から指導及び助言を行っています。

令和2年1月10日には、当該協会(埋蔵文化財保護対策委員会)からデーノタメ遺跡の保存に係る要望書が提出されました。

こうした専門機関からの遺跡保存要望提出は、学術的な知見をもとに遺跡を評価された結果であることから、極めて重要な提言であるといえます。

参考資料 1 5 (一社) 日本考古学協会からの要望及び回答の概要

区分		日にち・内容
要望	要望書受理日	令和2年1月10日
	要望内容	1 デーナタメ遺跡の史跡化の計画と実践 2 遺跡の北西部に広がる低湿地部を把握の後遺跡範囲拡大を検討 3 遺跡を地域づくりに活用する計画策定と実践
回答	回答日	令和2年1月27日
	回答内容	1 遺跡保存と土地区画整理事業の共存に向け方策の早期策定 2 遺跡の北西部に広がる泥炭層の計画的調査 3 遺跡の重要性を発信し、地域づくりに活かすことの検討

(8) 北本市文化財保護審議会の答申

令和2年1月27日付けで北本市教育委員会から北本市文化財保護審議会へデーノタメ遺跡の保存及び活用について諮問しました。

これについて、令和2年2月13日付けで、北本市文化財保護審議会から答申を受けました。

参考資料 1 6 市文化財保護審議会に係る諮問及び答申の概要

区分		日にち・内容
諮問	諮問年月日	令和2年1月27日
	諮問内容	デーノタメ遺跡を将来にわたって保存及び活用を図る必要があることから、基本的な方針について審議いただきたい
答申	答申年月日	令和2年2月13日
	答申内容	1 デーナタメ遺跡の保存にあたっては、国指定を目指すこと 2 指定範囲は、文化庁が示した保存範囲を基本とすること 3 今後の調査で遺跡の範囲が広がる場合、保存範囲の追加を検討すること 4 縄文の里山空間を基調とした整備・活用計画を策定すること 5 保存・活用は住民と行政が協働して行い、まちづくりの拠点とすること

4 課題

デーノタメ遺跡は、平成19・20年度に行われた第4次発掘調査における低地遺跡の発見により、出土した多彩な遺物群とともに、遺跡の良好な保存状態、集落と水場が同一地点に遺存する特徴から、縄文時代の環境や暮らしを復元するうえで極めて貴重であるとされ、その評価を高めました。

しかし、当該遺跡の範囲は久保特定土地区画整理事業地内に位置し、遺跡の中央部に都市計画道路の敷設が計画されているエリアでもあります。

両事業の方向性については、平成21年度に設置した北本市久保特定土地区画整理事業及びデーノタメ遺跡に係る検討委員会により、具体的な提言が示されていますが、現在に至るまで、遺跡の保存と区画整理事業の調整が整わない状況が続いていることから、早期に方向性を確定することが課題です。